

一関市指定給水装置工事事業者講習会

# 一関市指定給水装置工事事業者 指定の更新手続きについて

一関市水道お客様センター

令和5年3月9日

1.更新制度の概要

2.指定の有効期間

3.令和2年度から令和4年度更新事業者数の報告

4.更新手続内容

5.その他注意事項

# 1.更新制度の概要

## (1) 指定給水装置工事事業者制度

給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を、**水道法第16条の2第1項**の規程に基づき、指定する制度。

## (2) 更新制度について

指定給水装置工事事業者の事業実態の把握・資質の維持及び向上を目指して、令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されています。

**水道法第25条の3の2 「指定の有効期間を5年とする。」**

有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

## 2.指定の有効期間

(1)改正水道法施行日前日(R1.9.30)以前に指定を受けた場合の有効期間

一関市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間	
①平成10年4月1日から平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間	※更新手続き完了
②平成11年4月1日から平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間	※更新手続き完了
③平成15年4月1日から平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間	※更新手続き完了
④平成19年4月1日から平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間	← 令和5年度 更新対象 予定事業者数 35者
⑤平成25年4月1日から令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間	

改正水道法附則第3条及び政令による経過措置

### 3. 令和2年度から令和4年度更新事業者数の報告

一関市より 指定を受けた日	初回更新までの 指定の有効期間	対象事業者	更新事業者	失効
①平成10年4月1日から 平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間 →	49者	41者	8者
②平成11年4月1日から 平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間 →	66者	55者	11者
③平成15年4月1日から 平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間 →	52者	45者	7者

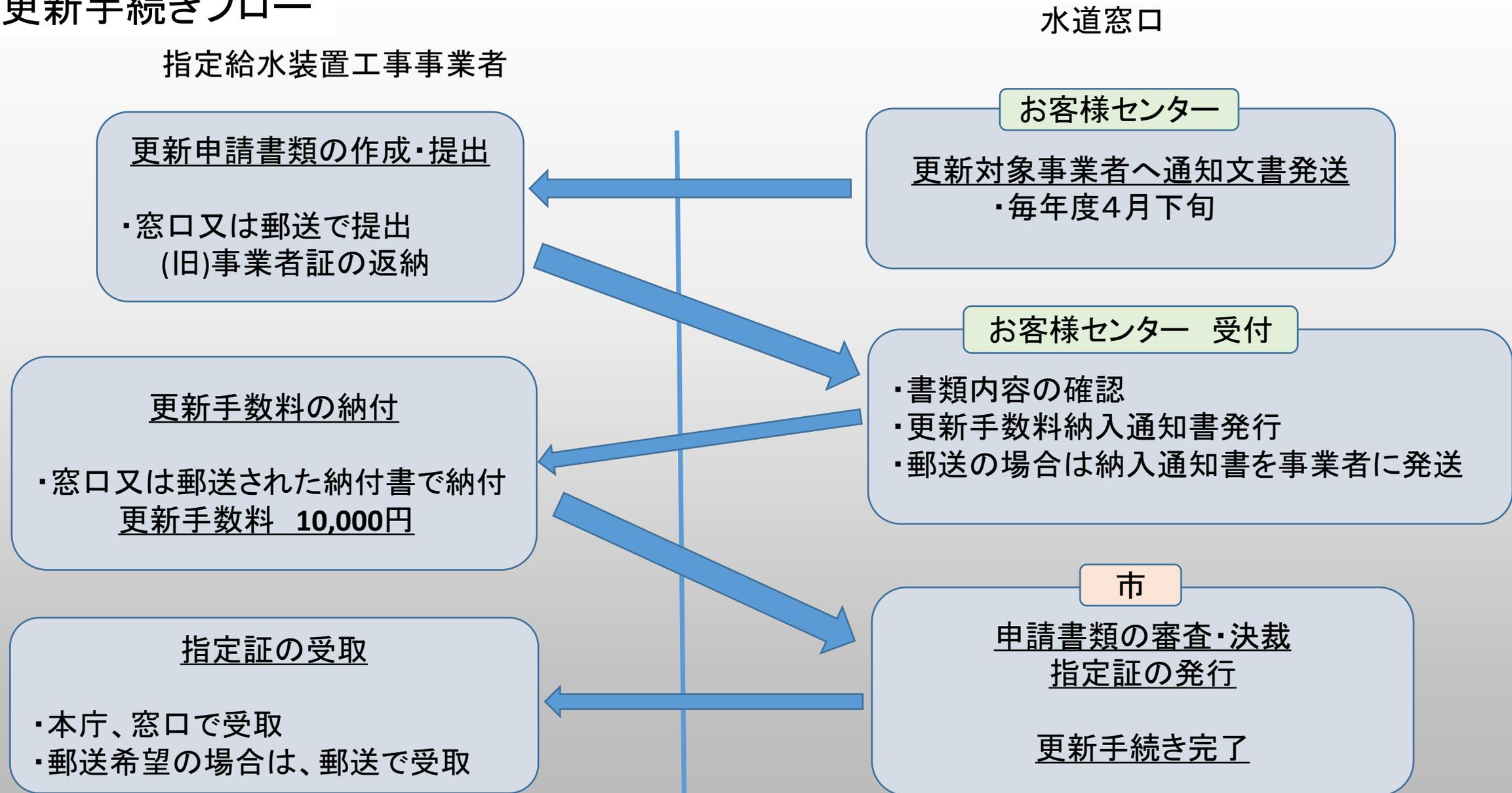
令和5年度2月末現在 指定事業者数 220者(休止中事業者3者含む)

## 4.更新手続内容

### (1)更新手続き期間

- ・毎年度 6月1日から8月31日まで(土日祝日を除く)
- ・対象となる事業者さま宛てに4月下旬に更新手続きについての案内(通知文書)を送付いたします。
- ・郵便の不着等による再通知は行いません。

## (2) 更新手続きフロー



### (3) 更新手続きに必要な提出書類

#### 新規指定の申請・基準と同様

- ① 指定申請書(様式第1)
- ② 誓約書(様式第2)
- ③ 機械器具調書(別表、各機械器具の写真添付)
- ④ 主任技術者証の写し
- ⑤ 登記簿謄本(法人)
- ⑥ 定款の写し(法人)
- ⑦ 住民票(個人)

#### (4) 更新手続き時に確認する事項

① 一関市が実施する指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

② 指定給水装置工事事業者の業務内容 → **【指定時確認事項一覧】**  
一関市HPにて、給水装置工事の依頼の際に活用していただけるよう、需要者(水道利用者)へ情報提供

③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況

④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

## 5.その他注意事項

※指定給水装置工事事業者の事業内容(名称、代表者、所在地等)や、選任している給水装置主任技術者に関して変更がある場合は、速やかに変更の届出をお願いいたします。

例 住所・連絡先・代表者名など→事由発生から**30日以内**  
主任技術者の選任・解任→当該事由が発生した日から**2週間以内**  
【更新制度とは別に、通常必要となる手続きです】

変更の届出が漏れていると、指定更新できない場合や、事務作業に遅れが生じる場合がありますので、届出漏れのないようご注意ください、事前に変更手続きをお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました